

# 第2回から第4回検討会での主な意見

## 〈目次〉

①一時保護の開始にあたっての手続に関する検討事項について	P2
②一時保護期間中の手続等に関する検討事項について	P6
③一時保護の解除にあたっての手続等に関する検討事項について	P11

# ①一時保護の開始にあたっての検討事項について

## 1. 一時保護の開始にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方について

### 論点

#### (1) アセスメントについて

- 近年の死亡事例等の検証結果において適切なアセスメントが求められていることも踏まえ、アセスメントの質の向上のために、どのような方策があり得るか。

#### (2) カンファレンスについて

- 担当児童福祉司個人の責任とされることのないよう、組織として責任を負う運用を徹底するためにどのような対応が考えられるか。

#### (3) 児童の意見表明について

- 一時保護開始に当たり、児童の意見を聴く仕組みや意見表明を支援する仕組みについてどう考えるか。

#### (4) 保護者との関係について

- 一時保護開始に当たり、保護者への通知の仕方、保護者の意見を聴く仕組みや意見表明を支援する仕組みについてどう考えるか。とりわけ、保護者の同意が得られない等の困難なケースについてどのように考えるか。

#### (5) 他機関との関係について

- 警察からの身柄付通告の件数が増えていることをどのように考えるか。

### これまでの検討会での主な意見

#### アセスメント ((1)) について

- アセスメントの精度を高めて、児相内部だけではなくて社会的に認めてもらうことが重要。
- リスクアセスメント等の客観的なデータを蓄積・分析して、どういう事例が危ないかなどをデータに基づいて判断していくことが重要。
- 一時保護開始のフローチャートをチェックしても妥当性や適法性は確認されないのではないか。アセスメントシートの項目にチェックを入れることで当てはまる事例が拡大してしまうのではないか。
- 33条5項審判で却下された事例、28条措置や一時保護の取消訴訟や審査請求が認容された事例の分析や、本来一時保護すべきだった死亡事例の公表などが必要ではないか。
- 一時保護されなかった、措置されなかった、家庭に戻されたという経験者たちがいることを踏まえてアセスメントをどう考えていくのか。

#### その他の意見

- 児童福祉法の一時的保護の要件は包括的であり、より明確にする必要があるのではないか。
- 調査保護と緊急保護は全く異なる。調査保護は相当慎重に行わなければならないし、一時保護のデメリットがあるかどうか開始決定の重要な要素になる。
- 虐待対応の手引きにどういった場合に調査保護が行い得るのかを明記すべき。

#### 児童の意見表明 ((3)) について

- 子供自身が置かれている状況や今後の可能性などを把握できるよう、年齢等の特性を踏まえた説明が重要。
- 言葉で表しただけが子供の意向ではないということを専門職は理解しておくべき。
- 子供からの意向聴取は児童相談所によってばらつきがあるのではないか。意向確認の徳利組の内容の精査も重要。
- 一時保護することについて、ただ子供の意見を聴けばいいのではなく、子供の意見が反映されることや決定に参加するというのが本来ではないか。

#### 保護者との関係 ((4)) について

- 保護者への一時保護理由の説明は児相によってばらつきがある。保護者としては、理由が分からないまま進められても納得できないのではないか。

## 2. 一時保護委託の在り方について

### 論点

- 一時保護委託を適切に進めるにあたり以下の点をどのように考えるか。
  - ・ 一時保護委託、所内一時保護の機能、役割
  - ・ 子どもの状態と委託先のマッチングの在り方
  - ・ 里親・専用施設等の委託先の確保方策
  - ・ 委託先への研修や支援体制の充実

### これまでの検討会での主な意見

#### 一時保護委託、所内一時保護の機能・役割について

- 子供がどのような生活上の利益・不利益を被るかということ、それが所内一時保護なのか一時保護委託なのかということは別の問題。
- 一時保護ガイドラインの考え方は、一時保護所が満床だから委託するというのではなく、アセスメント段階になったら開放的環境にすべきということだが、浸透していない。
- 一時保護委託ではケースワーカーがなかなか会いに来てくれないことを子供が不安に感じているということもあり、委託のメリットとデメリットを考えることは大事。
- 一時保護委託になると、心理や医療の面での十分な児相の制度が活用できていないと聞く。
- 一時保護委託を考えるに当たっても、特定の大人が見通しを持って見てくれること、安心・安全な場所であることが必要。

#### その他の意見

- 今の増え方だと何年後にはどれぐらいのベッド数が必要だということは整理すべき。
- 施設入所措置ができず委託一時保護期間が延びている高年齢の児童だと、解除したときに受けられる自立支援のサービスが不十分になる。
- 子供の権利が一時保護委託先で守られているのかということは検証するべき。

#### 子どもの状態と委託先のマッチングの在り方について

- 心身の状態や行動障害があり通常の児童養護施設では難しい児童の場合に、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設といった、より専門的な施設での受け皿を開拓する必要がある。
- 一時保護委託の児童が混合することで長期に施設入所している子供に与える影響が大きい。一時保護専用施設は重要。
- 一時保護と施設のケアワークは目的が異なるうえに、小規模化された施設に一時保護された児童が入ってくると、施設の子供たちにとって大きな変化。
- 児童養護施設に一時保護された児童が不安や悩みを抱えても、一時保護された児童に対してだけ時間を割くことができないので、児童養護施設の職員が掘り下げて継続的に関わるのが難しい。
- 一時保護は子供にとって心も体も一番リスクがあるときであり、医療的なケアなど心身の状況に特別なケアが要るが、マンパワーが足りない。

#### 里親・専用施設等の委託策の確保方策について

- 一時保護専用施設のマンパワーが非常に厳しい。
- 施設が小規模化していて委託先がなくなっている。きょうだいがいても、一緒に預けることは難しいという現状も出てきている。
- 高年齢の児童の一時保護委託は、全国に20か所ぐらいある子どもシェルターでもやっているが、通学などの日常生活を認める場合に特に費用が不十分だという声がある。

### 3. 児童相談所の調査権の在り方について

#### 論点

- 児童相談所が関係機関等からの情報収集をより円滑に行えるようにするため、どのような施策が考えられるか。
  - ※ 例えば、児童相談所長が、関係機関等に対し、資料や情報の提供等を求めることができることとした上、関係機関等に対し、応諾義務を課すことについてどのように考えるか。

#### これまでの検討会での主な意見

児童相談所が関係機関等からの情報収集をより円滑に行うための施策について

- 保護者の同意をもらってくれば情報提供すると言われるが、保護者との信頼関係が十分に築けていない情報収集の段階だと、なかなか答えてもらえない。
- 児童相談所が行う援助は全てきちんとした調査が行われていることが前提。不正確な事実に基づくと、間違ったことをしてしまう可能性もあるし、保護者のニーズに合わないということもある。
- 児童相談所は普段から調査に非常に苦勞をしている。特に保護者との関係性を重視する機関や公的機関から断られることが多い。
- 病院にカルテの提出を依頼したけれども拒否された、保育園から「できる」規定だとどこまで回答するのか不明確であり親からクレームを言われたときに説明が難しいなどの理由で回答してもらえなかった、などの事例がある。
- 関係機関に応諾義務を認める形で調査権を強化する検討はあり得る。特に、もしこれ以上、司法関与の在り方を強化するという方向で議論をするのであれば、なおさら調査権限の強化をセットで議論しないとうまく機能しないのではないか。
- 例えば裁判所や捜査機関にも調査をかけたがいろいろと濁されてしまうところがあり、そういった機関に対してもきちんと調査ができるような規定が欲しい。
- 13条の4は特定妊婦が書かれていないので、特定妊婦についての調査権をどうするのか。

#### その他の意見

- 市町村が病院に問い合わせたときに、児童相談所だったら情報を出すと言われたケースも聞いた。

# 4. 一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方について

## 論点

- 平成29年改正で導入された2ヶ月超えの親権者等の意に反する一時保護に関する司法審査についてどのように評価するか。
- 平成29年改正で導入された司法審査の実態を踏まえ、一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方(事後救済を含む)についてどう考えるか。
- 審判の申立書類の作成に要する時間が児童相談所によりバラツキがあること、書類の作成は担当児童福祉司が担っている場合が多いことを考えると、常勤弁護士的配置等、法律関係業務を効率的に処理するための児童相談所の体制整備も推進していく必要があるのではないか。
- 家庭裁判所の審判手続における子どもの意見聴取の在り方をどのように考えるか。

## これまでの検討会での主な意見

### 平成29年改正で導入された司法審査についての評価について

- 平成29年改正で導入された2か月以上一時保護をするときの司法の関与の現状評価が非常に大切。それを基礎に、より強化するのか、これ以上必要ないのかを検討すべき。
- 2か月を超える事件の数が平成29年改正の前後で変わっていないのなぜなのかが分からないと、司法関与を今よりも強化するのか、もう少し早い段階で関与すべきかという議論がしにくい。
- 子と親を離すときに司法のお墨つきがあったほうが当事者の納得が得やすいという意見があり、実態把握調査の結果を見ると、実際にはそのような機能が果たされているようでもあるが、司法はお墨つきを与える機関ではなく、これが目的論として出てくるべきものではない。
- 人口に対して児童養護施設のベッド数が多いところは2か月超えにならない、少ないところは2か月超えが多くなるということは明らか。2か月超えに司法関与はあまり影響していないと感じている。
- 一時保護中は、今後の親子のためにどんな環境で生活してもらうのがいいのかをアセスメントしてそれを遂行していくのが本来だが、今は同意を取ることに固執している。
- 2か月を超える一時保護の審査は形骸化していて、審判書にも特に理由は書かれないことが多い。保護者や子供を説得するための審判を書いて欲しい。
- 審判の理由を書く・書かないは司法の個別判断であり、審理期間や書くことによる影響を総合判断すると、現状にはある程度理由がある。

### 平成29年改正で導入された司法審査の実態を踏まえた一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方について

- 子どもの権利委員会、第4回、第5回の総括所見において、日本政府に対して、子供を家族から分離すべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入することの指摘があることも踏まえて、この点についてはもっと深い議論をするべきではないか。
- 一時保護された後にインターネットで誤った情報を収集した保護者と話がかみ合わないまま、同意を得ることができず、33条審判や28条措置に突入していくことも時々見られる。早い段階で同じ土俵に立つという意味で、早期の司法審査には意味がある。
- 子供が家族から分離されるという子供の権利制限に対して、それが本当に妥当なのかどうかを中立な第三者性を持った裁判所がチェックするのが司法関与の趣旨である。2か月を超える一時保護を審査するのではなくて、一時保護そのものに対して司法審査を行うのが本来の在り方ではないか。
- 子供が一時保護に不同意の場合に、身体の自由を直接的に拘束してまで保護できるのかどうか、法令や通知上明確でない。仮に身体を拘束してまで保護できるのであれば、そこには司法審査が必要ではないか。

- 子供にとって2か月というのは結構長い。そもそも2か月でいいのか。
- 2か月が子どもにとっては長いことは認識しているが、家庭裁判所の記録を見る限りは無駄に時間が使われているわけではないと感じている。
- 地域に子供たちを返すという視点も重要で、例えば家庭裁判所の審判に再統合後の支援にも言及した意見が書かれるというのはどうか。
- 保護者の側も親としての権利を守られるべき。パンクーパーの児相が出したパンフレットには、子供を職権保護で連れ去られた親の権利や親がアドボケートを求めることができる旨が書いてある。
- 司法関与は子供の権利を保障するためにも必要であり、同時に、保護者の権利をきちんと裁判所が見るので、保護者にとってもメリットがあるのではないか。
- 性的虐待など児童相談所側が非開示にしたいと思っている情報について、延長審判の段階で裁判所から事実認定の根拠として扱ってもらえない傾向があり課題である。
- 矢継ぎ早に改正が続く、児童相談所が疲弊をしているところで、また何かを今導入できる状況なのか。
- しっかり子供の声を聴いてしゃべった言葉を記録するなど、権利擁護の基本的なところで児童相談所ができることはまだまだある。まずはやるべきことをやり、それでも司法関与が必要なかどうかを丁寧に議論すべき。

### 家庭裁判所の審判手続における子どもの意見聴取の在り方について

- 子供や保護者の権利擁護の観点から、子供、保護者に対してアドボケートをつけていくことも重要ではないか。
- 15歳未満の児童の意見聴取について、33条の場合は、28条事件のように多角的な見地から集めた十分な資料がある場合と比べて難しい面はある。

## ②一時保護期間中の手続等に関する検討事項について

### 1. 一時保護所内の処遇の在り方（所内の生活環境、通学・通園等）について

#### 論点

- (1) 一時保護GL等の記載と現状の一時保護所内の処遇について、特に以下の点をどのように考えるか。
  - ① 一時保護所の環境面
    - ・ 開放的環境の在り方
    - ・ 都市部を中心に平均入所率が100%を超えているなど、慢性的な定員超過の発生
    - ・ 一時保護所内の生活上の規則の在り方(私物の持込、私語、男女の接触、所内でのけんか、面会、通信、懲罰等)
    - ・ 所内の生活環境の在り方(大部屋、混合処遇等)
    - ・ 所内一時保護中の学習の在り方
  - ② 一時保護所における子どもへの対応面
    - ・ 一時保護の機能・役割に照らした一時保護所内でのアセスメント
    - ・ 一時保護中の処遇に関する児童の意見表明の在り方
  - ③ 一時保護所の第三者評価
- (2) (1)を踏まえ、どのような改善策が考えられるか。
  - ① 一時保護所の環境面
    - ・ 一時保護所に適した設備及び職員配置の在り方をどう考えるか。
    - ・ 各自治体の状況にも鑑みた定員超過解消に向けた方策をどう考えるか。
    - ・ 子どもの特性に配慮した規則や指導の在り方をどう考えるか。
    - ・ 学校等に通学・通園させるために、また、一時保護所内での学習水準を保障するために必要な方策をどう考えるか。
  - ② 一時保護所における子どもへの対応面
    - ・ 一時保護所に適した設備及び職員配置の在り方をどう考えるか。(再掲)
    - ・ 一時保護中の処遇に関する児童の意見表明の機会の確保やその反映方法をどう考えるか。
    - ・ これらを担う一時保護職員の資質向上策(研修やマニュアル等)をどう考えるか。
  - ③ 一時保護所の第三者評価の促進方策をどう考えるか。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、一時保護委託についてどう考えるか。

#### これまでの検討会での主な意見

##### 一時保護所の環境面 ((1)①) について

- 施設の最低基準は平成24年に制定されたが、当時既にあった一時保護所については旧基準でよいこととされたため、多くの一時保護所では非常に劣悪な環境を強いられている。
- 一時保護所は鉄筋コンクリートの大きな建物を造るのが一般的だが、構想から実現まで2～3年かかる。民間の一軒家を借りて、地域小規模のグループホームのような体制がとれる国庫補助が求められる。
- 労働基準監督署からは宿直勤務扱いはできないと言われるが、ほとんどの一時保護所は職員を長く拘束できる宿直体制で対応している。数名の対応協力員を配置しても多様な子供たちに個別対応はできず、人員配置の最低基準を大幅に引き上げなければ処遇は改善できない。
- 一時保護の委託先を拡充することには賛成だが、すぐに全国の自治体が対応するのは難しいため、一時保護所の基準、質の向上は不可欠。一時保護所の基準が児童福祉施設の基準に準じていることは問題。一時保護所には365日24時間子供がいるため、通学や自由に外出したりしている施設とは状況が異なることを考慮に入れるべき。
- 財政が逼迫している自治体がほとんどであるため、設備や職員の配置基準は定めてもらわないと難しい。加算だけだと県費の持ち出し分がとても大きいので改善が進まない。
- 一時保護所の中で事件は特に夜に起こるが、男女をきれいに分けている一時保護所が多いため、職員も男女ペアで宿直できるように体制が必要。そのために人件費に対する配慮も必要。
- 職員の安心安全を確保するため、人的配置や、子供に攻撃性を向けられることに対するメンタル面のサポートが要る。
- 子供にとって、不安や恐れが強まるのは、自分の心身の状態が弱っているとき、新しい環境、今まで関係性があった頼れる人と切れるときなので、一時保護所は子供にとっては安心な場所ではない。夜が最も不安や恐れが強くなるので、宿直でなく夜勤でないといけない。
- 一時保護所ではパニックやかんしゃくを起こして騒ぐ子どもを、ほかの子供に安心感を与えるため別室に連れていかざるを得ないこともある。様々な子供の安全や安心を図るための、私語の禁止、子供同士の接触の制限などが、権利侵害といつて一方的に批判されてよいのか。
- 一時保護所では、学習場面などにおいて、何人かの子供たちを壁向きに一人一人座らせて間にパーテーションを置くこともある。非常に多動で注意が散漫な子を集中させるエビデンスのある方法だが、かわいそうだという批判的な報道等も行われている。
- 一時保護中の生活を物理的、人的、社会的の3つの軸で同時に改善していくべき。物理的には、建物の老朽化、個室のなさを、静かになりたいときに場所が提供できるかどうか。人的には、子供の特徴を行動観察してアセスメントする専門性の問題。また、退所後の見通しを子供が持てることによって社会とつながっていく。そうした処遇の在り方が一時保護所の社会性を高めていくことになる。
- 職員を研修に出したくても、ローテーションが回らないから出せない。ケースワーカーとじっくり語り合うにしても、職員は勤務時間中全て子供に張りついている。まずは人を確保するところから始めないと、専門性も向上できない。厚労省は2対1まで配置を増やせるようにしたというのが、思いきって最低1対1は必要。
- 一時保護所の定員超過の問題については、人を増やすことで解消するにしても、財政的な手当をどう計画的にやっていくのかという問題がある。
- 専門性の観点から、夜間対応等について、正規の常勤職員だけではなく、非常勤職員の採用の面でもきちんと手当しておかないといけない。
- 一時保護所は、情報があまりない中で多様な子供に対応しなければならず、場合によっては児童養護施設以上に専門性が必要。一時保護所の職員の能力は極めて高いものが要求されるのだということは認識する必要がある。一時保護所だけではなく、一時保護専用施設、里親委託の場合も同じ。

# 1. 一時保護所内の処遇の在り方（所内の生活環境、通学・通園等）について

## 一時保護所の環境面（(1)①）について（続き）

- 通学をさせたから教育を受ける権利を保障したことには決してならない。一時保護される子供の半分以上は、学校で適切な教育を受けてこなくて、学年相応の学力が身につけていない。むしろ、現在行っている、子供の学力に応じた学習指導のほうで、学力を向上させるという意味でははるかに教育を受ける権利の保障になる。
- 一時保護所はほとんどが都道府県立で、圏域が広く、また、通学させるには当然大人の手が必要であるため、現実に通学はできるのか。むしろ、児童自立支援施設で行われているような施設内学校を制度化すべき。
- 学習権の保障はもちろん大事だが、それ以上に学校での友達や先生との時間も子供たちの成長、発達に与える影響はとても大きく、そこも外せない要素。
- 学校の友達と関係性が途切れてしまうことは、子供にとっては大きな変化の一つで、特に親との関係性が悪かったりすると、友達や学校が重要なつながりだったりすることがある。それまでのつながりをいかに保障し続けられるのかを併せて検討していく必要がある。

## 一時保護所における子どもへの対応面（(1)②）について

- 本来、ケースワーカーと一時保護所と児童心理司と連携して、子供の背景を理解してどう対応していくか検討すべきだが、現状の児童相談所ではできていない。ケースワークと心理教育やトラウマのケアをどう有機的に連携させていくかは大きな課題。
- 多様な子供たちが入所していることを考えると、一時保護所の職員の専門性を高めていく、または専門職をもう少し配置することを改めて考えるべき。また、一時保護委託先の専門性をどう確保していくのかも考えないといけない。
- 一時保護所内で生活する子供たち向けに訪問型のアドボケイトによる聞き取りが必要なのではないか。
- 一時保護所で子供たちに自分は主体的にここにいるのだと思ってもらえるようにするには入り口での納得感が重要であり、そこを相当丁寧にやっていくことが大事。
- 子供が保障してほしい安心安全と、児相が考える子供を外部から守らなければいけないということは異なる。安心安全とは何かが議論され整理されていく必要がある。
- 一時保護所からの家庭復帰後に状況が改善せずにつらい思いをしている子どもがいたり、施設や里親家庭での児童間の暴力など、措置先でも安心安全な環境でないことがある。一時保護所は、嫌なことをされたときに嫌だと言っていんだとか、権利を侵害されたときにどうすれば、どこに行けば対処してもらえるのかを子どもたちに教育し、意識づけする一つの重要な門であると捉えることができる。
- 子供の問題行動は、その背景に彼らが何を願ひ、あるいは何をしてほしいのかという思いの表れだと思うので、問題行動が起きてしまっている子供こそ、その行動を通して子どもの感じていることや思いをくみ取る仕組みが必要。
- 例えば意見箱については、子供にとって使いやすいものなのか、投函した後、職員がどう対応してくれたのかが重要。また、例えば退所時に子供自身に一時保護所での経験を評価してもらい、そこから一時保護所の運営を改善していく取組や、退所する前でも子供たちにアンケートやヒアリングをするなど、子供からの評価をオープンにしていくことも非常に大事。
- 名古屋市の児童相談所は年間1,000人ぐらい一時保護をしているが、年間1桁ぐらいしか意見箱に投書がなく、意見表明としてあまり機能はしないのではないかと考えている。
- 今年度から2週間に1回は、一時保護所内での安心安全が守られているか、どういったところに不満があるか、何を感じながら生活しているか等を子どもに個別に聞き取りをしている。実施していなかった昨年度と比べると子供間のトラブルも減った。子どもの意見表明の機会はアウトリーチでやっていく必要があるのではないかと考えている。

- 権利擁護ガイドラインについて、今年度モデル事業が行われているが、早く本格実施に移ってほしい。実施するためには調査員や独立型アドボケイトが必要で、自治体の単費では難しいところがあるので、国の予算が必要。独立した機関から派遣される訪問型アドボケイトがいる中で、子供自身が意見を言っていんだなということを感じながら意見を言っていく。その中で一時保護の環境の改善も進んでいくのではないかと。

## 一時保護所の第三者評価（(1)③）について

- 一時保護所はとても閉鎖性が高いからこそ、第三者評価を努力義務ではなくて義務の形で、入所している子供たちの声も乗せながら評価をしていくべき。
- 色々な事情から一時保護所で生活せざるを得ない子どもがいることを多くの人が知っていただくことが処遇の改善につながるのではないかと。
- 児童養護施設や乳児院は第三者評価がほぼ義務づけられているように、一時保護所または一時保護専用施設、里親も第三者評価の対象になるべき。ただ、誰でも第三者評価ができるものではなく、イギリスのオフステッドのような全国的な評価基準を持って、ある程度評価者、インスペクターも標準化された評価機関を創設するべき。
- 県内の第三者評価機関に一時保護所の第三者評価を依頼したところ、調査員が一時保護所の第三者評価の研修を受けていないという理由で断られた。第三者評価機関も養成してもらわないと、きちんとした一時保護所の評価ができないので考慮してほしい。
- 一時保護委託を受け入れる児童養護施設職員側から、委託された子どもに継続的に責任を持って関わることが難しいという声も聞く。一時保護委託を受ける側の視点からも、一時保護委託の評価をしていく必要があるのではないかと。
- 子供の権利擁護の仕組みについて、ここで議論されているのは児童福祉審議会を使った権利救済の仕組みだが、オンブズマンという形で第三者機関が設けられている自治体もある。こういう制度がある自治体に関してはそれを活用してもよい。

## 一時保護委託（(2)）について

- 一時保護に来る様々な年齢、性別、多様なニーズを持っている子供を、一時保護所だけでケアするのは絶対に不可能。一時保護所の1か所だけでなく、子供のニーズに合わせた様々な一時保護の在り方があっていいのではないかと。
- 一時保護所の増設や職員配置基準の改善も必要だが、どのように委託一時保護の環境の選択肢を増やしていくのか、委託一時保護のケアの質をどう高めていくのかを同時に考えていかなければならない。
- 質の高い一時保護専用施設を運営するためには、職員の配置基準を改善することも必要ではないかと。
- 一時保護専用施設から学校に通学するためには、一時保護専用施設がもっと分散しているいろいろなところに置かれるべき。社会福祉法人だけではなく、NPOなど多様な団体が小規模な一時保護専用施設を、県内や政令市内をカバーするように配置していくことも検討すべき。
- 乳幼児は里親、ファミリーホームなど家庭と同様の養育環境で一時保護をしたいが、いつも養育里親が待機しているわけではないので、緊急の乳幼児の一時保護は乳児院にお願いしているケースが多い。いつ緊急一時保護があっても受けてもらえるような一時保護専任の養育里親制度を創設することが必要。
- 子供の多様なニーズに対応していくには一時保護所だけでは限界なので、児童自立支援施設、児童心理施設、障害児入所施設といったより専門性の高い施設が一時保護専用施設を持って、より柔軟に対応していくことも進めるべき。

# 1. 一時保護所内の処遇の在り方（所内の生活環境、通学・通園等）について

## 一時保護委託（(2)）について（続き）

- 一時保護委託の受け皿が多様に、また、地域的にも分散して準備できていくと、一時保護所の数々の問題は解決していくのではないかと。
- 一時保護が長期化したり、非常に困難があるケースは一時保護所だけが原因ではなく、行き場がなければ次のステップにも進まない。児童相談所や施設も含めた全体の力を高めていくことが必要。
- 一時保護専用施設と児童養護施設では仕事が全く異なるため、単に児童養護施設と同じだけ人を配置すればいいという話ではない。例えばリスクアセスメントや一時保護の入退所、虐待の再通告などをデータとして蓄え、分析しながら、児童養護施設とは異なる人員配置を進める必要がある。
- 児相からシェルターに保護を頼まれるケースの中には、妊婦さんやLGBTの問題を抱えているケースが結構あるので、そういうことも含めて、施設を多様化させるのか、小規模でユニット型にしていくのか、何らかの方針はないといけない。
- 一時保護所の定員を増やすことは定員超過の根本的な解決にはならない。その先のパイプが詰まっていることが一番大きな問題。本来あるべき解決策は、措置ができる児童養護施設や児童自立支援施設のキャバや里親をどのように増やしていくのかという問題。または、一時保護委託できるキャバをどのように増やしていくのかという、代替養育の全体像を整備していくことが根本的な解決につながる。

## その他の意見について

- 一時保護所や児童養護施設を体験したある保護者から、一時保護のときに、今から自分はどうなるのかということが全然分からなくて、誰にそれを言ったらいいのかとか、見通しが全然ないことがすごく怖かったと言っていた。
- 一時保護には、緊急保護、行動観察、短期入所指導とあるが、今の一時保護所でこの役割が果たせるのか。この役割を果たすのに必要以上の権利制限になっているのではないかと。根本的なところまで立ち返ってもう一回議論していく必要がある。



### 論点

- 平成29年改正で対象場面が拡大した接近禁止命令についてどのように評価するか。
- 平成29年改正後の制度の利用実態を踏まえ、接近禁止命令の対象の拡大についてどう考えるか。
- 同様に面会通信制限の対象の拡大についてどう考えるか。
- 面会通信制限・接近禁止命令について家庭裁判所の審査を導入するべきとの意見もあるがどう考えるか。

### これまでの検討会での主な意見

#### 平成29年改正の評価・現状について

- 事実上面会を制限されていることが非常に多く、保護者はそれに文句を言っていないかどうかよく分からない人がほとんど。
- 児童福祉司も忙しい中で、面会をさせていいのかいけないうかのアセスメントができていないケースが非常に多いのではないかと。
- 基本的には子供が親といつでも会える権利は保障されるが、一時保護の目的との関係で、子供の安全安心のために制限されるというアセスメントをきっちりやるのが出発点。
- 行政処分としての面会通信制限ではなく、指導や施設管理上の制約ということで面会通信制限が事実上行われている。子供にとって面会通信は基本的な権利であるため、児童相談所の指導や施設の判断で安易に行われているのかどうかは十分議論すべき問題。
- 指導や施設管理上の面会通信制限については、基準が曖昧になってしまっている。一定の明確な要件が必要ではないか。
- 接近禁止命令は利用件数が少ないが、実際に接近禁止命令を出す場面は限られており、やるべきときにその制度がないと困るという性質のものなので、対象場면을拡大したことは一定の評価をすべき。
- 聴聞手続などに慣れていない自治体が多いと予想されるため、そのために接近禁止命令の利用につながっていない側面もあるのではないかと。
- 保護されることに同意せず、親と話したいという子供自身が、児童相談所による面会通信の制限に対し、第三者機関に訴えるルートをつくるべきではないか。その意味でも、子供の権利擁護システムを早急に国として制度化し予算化していく必要がある。
- 入所児童の多様性や職員体制について聞く限り、面会させる・させないの判断もものすごく難しく感じる。
- 一時保護所は、外部・保護者から直接電話を受けることはシャットアウトしているため、面会の窓口は全て児童福祉司が行うところが一般的ではないか。児童福祉司のほうで特に面会が問題ないということであれば約束をしていくという流れになる。
- 例えば子供が拒む場合はやはり面会はさせられない。子供のイエスも怪しいところがあるため、丁寧に一時保護所で関係を持っていく中で、最後には本音を言ってくれるという実感がある。
- 大きな傷つきがあったり、支配されていたりする子供もいるため、子供にとって面会をすることはどんな意味があるのか、プラスの面、マイナスの面、両方から考えていくべき。
- 面会交流は初回が極めて重要。初回をアセスメントのための面会交流と位置づけて、保護者との面会において、子供の状況や思いをアセスメントし、親子関係がどういふものか見ている。
- 会わせる場合、5分から15分ぐらいの短時間。親に事前に面会し、子供に何を話すのか決めさせ、質問の意図も聞く。実際に子供と会ったとき、そこから外れる質問をしたり、支配関係が現れるような雰囲気になったら止める旨も事前に言う。

- 一時保護を解除して帰す場合には、親子交流も頻繁に行うことになっていき、その分面会交流も増えていく。措置入所した場合には施設とも話し合っ、再統合に向け、どれぐらいのスパンで再統合できそうなのかといったことも考慮して面会の回数を決めている。
- 子供の意向調査は大切だが、言葉にした、態度にした意向が本音ではない場合も少なくないという実態を考慮しなければならない。第三者がいきなり来て意向調査をしたときに、子供が表現したことが本当のニーズ、本当の気持ちなのだろうかということ是非常に疑わしい。それは生活を共にしている一時保護所職員が一番よく分かっている。
- 生活を共にしているから子供たちの意見が分かるというのは、そういう側面もあるが、多くの子供たちから身近な大人だからこそ話をしにくいという声も挙がっている。

#### 接近禁止命令・面会通信制限の対象の拡大

- 一時保護の目的を達するために必要で合理的な範囲では面会制限できて然るべきであるが、他方、会うかどうかは、親にとっても子にとっても重要な権利であって、不合理な制限は許されない。両方の見方のバランスをしっかりと取っていくことが大事。
- 接近禁止命令は法改正で28条措置のケース以外にも拡大されたお陰で、実際に命令を出したケースがあり、子供を早めに一時保護所から委託先に出すことができた。例えば親族宅に預けられているケースについても、積極的に対象の拡大を考えていいのではないかと。
- 接近禁止命令の対象の拡大に賛成だが、条文上「児童虐待を受けた児童」に限定されているため、虐待を認定する前の一時保護したばかりの段階では使えない。それを解消するために限定は外してほしい。
- 接近禁止命令が、「児童虐待を行った保護者」に対してしか出せないため、親権者からの虐待を理由に施設に措置された児童について、親族の言動で児童が迷惑を被ったという事例がある。非加害親や親族に対して命令を出したい場合も考慮してほしい。

#### 接近禁止命令・面会通信制限への家庭裁判所の審査の導入

- 子供の基本的な権利である面会通信を制限するのであれば、司法審査を経るべきという考え方もあるのではないかと。
- 面会通信制限や接近禁止命令について家庭裁判所の審査があってもいい。実際に接近禁止命令を出す場合、行政手続上の告知・聴聞に時間を要している。むしろ33条の審判のほうが早いからなので、その点でも第三者が入って審査する意味がある。
- 司法審査する場合、それに耐え得る客観的な資料がない限り、思うような内容が認められない。また、命令の迅速性が担保できるのかという問題点もある。

## 2. 面会通信制限、接近禁止命令の在り方について

### 接近禁止命令・面会通信制限への家庭裁判所の審査の導入について（続き）

- 子供の基本的な権利である面会通信を制限するのであれば、司法審査を経るべきという考え方もあるのではないか。
- 面会通信制限や接近禁止命令について家庭裁判所の審査があってもいい。実際に接近禁止命令を出す場合、行政手続法上の告知・聴聞に時間を要している。むしろ33条の審判のほうが早いぐらいなので、その点でも第三者が入って審査する意味がある。
- 司法審査する場合、それに耐え得る客観的な資料がない限り、思うような内容が認められない。また、命令の迅速性が担保できるのかという問題点もある。
- 接近禁止命令等が実際に活用されていない理由として、事実上の行政指導で対処できるからだという話があるが、要件の不明確さや不服申立の機会が十分に与えられるとは限らないという問題がある。
- たとえ司法審査を入れたとしても運用で面会交流などを制限する実務が残るのであれば、結局司法審査は活用されないことになるので、まずは現行制度を維持したうえで、事後の司法関与として不服申立て等の機会を十分に与える方向で検討すべきではないか。
- 仮に家庭裁判所での司法審査を入れるとすると、迅速な手続が求められるが、子供の意見の聴取について、家裁では十分時間を取ることができなくなり、児相等が聴取した子供の意見が書面にまとめられて家裁に提出されて、審判の基礎となることが多くなると思われる。そうなると、審判を申し立てた当事者自身が聞いた意見を裁判所が考慮することになり、中立性の点で問題は出てくる。司法審査を事前に入れるならば、中立的かつ専門的な第三者が子供の意見や意向を聴取するような手続を保障していかないと、司法審査はうまく機能していかない。
- 親子の分離は目的の範囲内で行っているわけであり、面会交流については司法関与というよりも、どこまでが目的との関係で合理的かといった基準等が明らかにされることが重要ではないか。
- 面会のアレンジはどの程度行われているのか、割と頻繁に親に会えるのが当たり前という状態なのかどうか知りたい。司法審査を入れるのが適切かといったことも、そうした実態との兼ね合いがある程度影響するのではないか。
- 性的虐待がはっきり言えない子どもなど長期間保護してやっと落ち着いてきて言えるということがあり、親との面会のルールを事前に決めておくといったアセスメントをどこまでできるのかというのは悩ましい。

### その他の意見について

- 面会交流に関しては、今、家庭裁判所で大きなテーマになっており、事案を通じての蓄積もたくさんあると思う。状況が異なるが、一時保護においても参考になる部分が多いのではないか。
- 家裁では、以前はケース・バイ・ケースで対応していたが、例えば虐待がない場合は基本的には会わせるスタンスになってきていると思う。そこに当てはまらない場合は会わせないが、その点も非常に堅苦しくやっていると上手くいかないという問題も発生していると思う。
- 家裁ではプレイルームのような面会交流をする部屋があって、そこで試行的な面会交流もかなり行われているので、児相のアセスメントとしての面会交流と似たようなところがあると思う。
- いわゆる監護親と非監護親との間の面会交流の場面と、一時保護の状態にある子どもに親が会いたい場面ではそれなりに違う環境があろうから、違う切り口が必要なのではないか。

# ③一時保護の解除にあたっての検討等に関する検討事項について

## 1. 一時保護の解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方、一時保護解除後の処遇の決定手続における課題について

### 論点

#### (1) 一時保護解除にあたってのアセスメントについて

- 一時保護の解除後に重篤な死亡事例が発生したことを受け、近年の死亡事例の検証結果において、一時保護解除時の適切なアセスメントが求められていることも踏まえ、アセスメントの質の向上のために、どのような案があり得るか。

#### (2) カンファレンスについて

- 適切な判断、決定が行われるためのカンファレンスの在り方をどう考えるか。

#### (3) 児童の意見表明について

- 一時保護解除に当たり、解除後の処遇について児童の意見を聴く仕組みや意見表明を支援する仕組み、解除時に一時保護中の処遇について児童からアンケートをとること等についてどう考えるか。

#### (4) 一時保護解除後の処遇の決定手続における課題(措置に係る保護者の費用負担)について

- 他制度や一般子育て家庭との負担の公平性が担保されなくなる可能性があることから、措置に係る保護者の費用徴収が行われているが、その在り方についてどのように考えるか。

### これまでの検討会での主な意見

#### アセスメント・カンファレンス ((1)及び(2)) について

- 今のアセスメントの方式やチェックリストでよいのかどうか。虐待対応の手引きができて随分時間がたっているので、アセスメントのやり方やチェックリストをもう一度見直し、整理した上で、通知等ですっかり共有することは必要。
- 一時保護の決定以上に一時保護の解除はとても重要な判断なので、事実に基づいた慎重な判断を行うべき。これは人手の問題ではなく絶対にしないといけない。
- チェックリストを主観的にチェックするのではあまり意味がない。事実の客観的裏づけを取れているかどうかは児童相談所によってばらつきがあるのではないかと。例えば、けがをした児童を一時保護する際、けがの機序を法医学医に聞くなど、客観的裏づけを踏まえてアセスメントをすることを徹底すべき。
- 相手の気持ちを受容して共感的に聴く臨床面接だけではなく、主観と客観的事実を分けてアプローチできる調査面接の技術がないといけない。弁護士は事実を押さえる技法を持っているので、一緒に面接に入ることももっと考えていい。
- アセスメントの際の情報収集が少ないのではないかと。家庭に帰すとなったら、児童の生活の場におけるしっかりとしたサポート体制があるのかどうかも含めた情報収集がされているのか不安がある。
- 一時保護の解除のアセスメントに関しても、データ分析が非常に役に立つ。ただ、一時保護決定よりも、解除のほうが様々な要素を考えなければならず、いろいろなデータが必要。一つの県だけでなく、他の県のデータも集める中で、一つのパターンが見えてくるのではないかと。
- 現場のケースワーカーの業務を減らすことも必要なので、日常の記録をつくる中で一緒にデータが取れていくようなものが全国展開できればいい。また、死亡事例の検証報告やCDRのデータも入れていけば、それらも踏まえたフィードバックが出てくるのではないかと。
- 一時保護の解除と児童養護施設等の措置解除とは質が違うので、措置解除のチェックリストをそのまま準用するということではないのではないかと。
- チェックリストに児童自身がヘルプを出せるかどうかという項目があり、これは重要。こういうことにはノーと言っているとか、こういうところに行けば助けてもらえるということを子ども自身が理解しているかどうか。児童を家庭に戻して、万が一思わしくないことがあったときに、きちんと次の手が打てる状況なのかどうかを検討することが大事。
- 家庭復帰後に重篤な死亡事故が起きた事例は、復帰後のプランがどこまでしっかり練られていたかが問題だった。子供たちが家庭に戻った後、市区町村でその親子をどうサポートするのかということも含めたアセスメントをしていただきたい。

- 親子のニーズがきっちりアセスメントをできていない中で、保護者支援プログラムを行うことは難しい。プログラムの必要性、どういったプログラムか、処遇決定の機関が支援プログラムを実施できるのかななども含めたアセスメントをしないとけない。
- アセスメントは絶対評価でなければならないが、様々な要因で相対評価化しているのではないかと。今後、児童相談所の第三者評価を考える際、児童相談所が対応すべき家庭の数や人口、一時保護所の入所率など、様々な要因でアセスメントにどのようにバイアスがかかるのか、メタ的な評価を取り入れていくことが大事。
- カンファレンスのときに内部だけではなく、外部の専門性のある方に入ってもらうことも必要。
- 一時保護の決定や解除に係る会議は、参加者により内容のレベルが変わってくる。一定のレベルを維持しようとすると、現場の人だけでなく、客観的なデータが生かされることが非常に大事。当然、そこには弁護士や法医学の医師の意見も入れていく。
- 日本の児童保護システムは裁判所が関与していないので、解除に当たってより法的な事実に基づく支援プランをしっかりとつくっていくことが児童相談所に求められている。その意味で、児童相談所にいる弁護士とソーシャルワーカー、児童心理司または医師との協働がキーになっていくのではないかと。
- 児相の現実の処遇会議の件数と割当ての時間からいって、カンファレンスを全体でやるのではなく単位をもっと細分化するとか、抜本的なことをセットで提案してあげないと、やるが増えるだけになって、実際の現場がどう動くのだろうかというのは気になる。
- 入所措置で、親の意向と反する、子供の意向と反する場合には、児童福祉審議会の措置部会、権利擁護部会等で専門家の方に諮っていい。一時保護の解除の場面でも、危険性があるとか、児相の判断だけでは難しい場合にはその部会に諮り、専門性のある方々の意見を聴くことはできるのではないかと。
- 市区町村との情報共有について、一時保護解除をした後に市区町村でどういう対応をするのかは要対協の実務者会議等で議論できるはずなので、それをもっと活用することもあっていい。新しく制度をつくるのではなく、今ある制度を使い切るまたは改善していくことから始めてもよいのではないかと。
- 支援が中断する可能性がある、支援の成果が上がらない等が想定されるのであれば、積極的に2号措置を行っていく、または、審判前の指導勧告制度を使っていくといったことを、法律の専門家である弁護士と協働して対応していくことが必要。

# 1. 一時保護の解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方、一時保護解除後の処遇の決定手続における課題について

## 児童の意見表明 ((3)) について

- 親も子どもカンファレンスでちゃんと意見が審議されているか。審議されていない中で児童相談所の職員だけの意見による決定は本当に適切と言えるのか。今後のアドボカシーのシステムの構築とも関連してくるが、内部の審議だけで適切な判断を担保できるのか。
- 子どもの意向を聞く体制を取っているからといって、利害関係から解放された環境で子どもが意向を言えているのか。子どもが意見表明をする際にどういうハードルがあるのかも念頭に置きながら、子どもの意向聴取をより強化していく必要がある。
- 一時保護開始のときの意見表明と同じように、意見表明を支援できる人の存在またはそのサポートが必要。

## 措置に係る保護者の費用負担 ((4)) について

- 費用負担があるために入所等の措置の同意が得られずに重大な事態が起こったといったことを聞くため、費用徴収を行うべきなのかどうかは多方面から考えなければならない。国内の他制度だけでなく、国際的にどうなっているかも調べてほしい。
- いわゆる代替養育は、公的に責任を持って養育していくという精神であり、費用負担がどういう理屈に基づくのか、様々な分野の方々からの意見を参考に、じっくりと検討すべき。
- 民法では離婚して親権のない親でも扶養義務は残っているという考え方なので、単純に施設に入って公的養育に入るから親が一円も払わなくていいという話にはならない。
- 保護者に負担金を課すというのはある意味正しいかもしれないが、子供の立場に立って見たときに、そこで子供の養育の安定性が害されるようなことがあってはならない。
- ほとんどの児童相談所で、施設入所を説得しているケースワーカーが費用負担の話もしているところにケースワークの難しさがあるので、徴収をどの部門でやるのか、どういう仕組みでやるのかも併せて検討すべき。
- 給食費の滞納が問題になっているが、昨年、学校給食費の徴収のガイドラインを文部科学省がつくって、保護者との関係をつくらなければならない学校が徴収をするのではなく、お金を請求する別のルートをつくっている。
- 費用負担について、役割を分担することは、保護者から見ても必要。
- 徴収を総務部門等が担当する場合も、親の怒りを気にしており、部門を分けてもしんどいなというところがあって、ここは一つの課題。

## 2. 保護者指導・支援の在り方について

### 論点

#### (1) 児童相談所及び市区町村における保護者支援・指導の在り方について

- 児童相談所による保護者指導・支援の現在の状況をどのように評価するのか。
- 保護者指導・支援の質の担保のため、主体(都道府県、市町村)や指導委託の在り方をどのように考えるか。
- 保護者指導・支援の質を担保する方策についてどのように考えるか、保護者支援プログラムの活用についてどう考えるか。

#### (2) 保護者指導における司法関与の在り方について

- 平成29年改正で対象場面が拡大した保護者指導勧告についてどのように評価するか。
- 平成29年改正後の制度の利用実態を踏まえ、保護者指導における司法関与の在り方についてどう考えるか。
- 現状の保護者指導勧告制度の活用促進のための方策についてどう考えるか。

### これまでの検討会での主な意見

#### 児童相談所及び市区町村における保護者支援・指導の在り方((1))について

- 子供は、安心感があるとチャレンジができ、不安があると大切な大人の下に戻ってくる。これは親も一緒に、避難所があるともう一回やり直せるが、子育てにうまくいかず失敗したとき、それがないからやり直せなくて不安なままの人がほとんど。この避難所が不可欠であり、それがなければ虐待の再発を防げない。
- 虐待をしてしまった親や虐待を受けた子供のこれまでの人生を受け止め、子供の欲求に親が気づけるよう親を支え、子供と親が何に困りどんなことを助けてほしいと思っているのかを支援者で共有していく。この3つがなければ、プログラムは成り立たない。
- いろいろな保護者支援プログラムがあるが、どのプログラムがどの人に効果的なのかのエビデンスがまだ確立されておらず、効果検証が不十分。法務省ではそこが非常に厳格であり、性加害をした受刑者に対して行うプログラムのエビデンスなども出している。
- 虐待の分野は、効果測定や比較研究がかなり難しい。また、効果検証をして、プログラムのエビデンスを得るためには、専門性や費用が必要。
- 児童相談所からの発信により支援プログラムを行うには限界がある一方、民間が実施する際には、お金がつかのか、公的な機関が取り合ってくれるのかがとても大きいので、NPOなどがこういうプログラムを開発・実施できるように国の制度として予算化することが必要。
- 入所等の措置の場合と違い、在宅指導には特に公費が発生しないが、きめ細かな在宅支援、在宅指導のためのプログラムを提供しようとするのであれば、在宅指導措置の措置費を考えていくことも必要。その場合、プログラムの有効性のエビデンスはしっかり研究しなければならない。今後、海外の動向も研究しながら進めてほしい。
- 児童家庭支援センターに在宅指導措置の措置費が入って、その公費の中でスキルを学んだりスーパーバイズを受けたりしながらプログラムを提供していければ、全国のどこの都道府県でも同じようなサービスが展開できるのではないかと。
- 児童相談所で実施するプログラムは、重篤な事例には海外でエビデンスの出ているPCIT、AF-CBT、TF-CBTといった手間のかかるものを使い、広く浅く行う場合には心理教育的な親グループでのプログラムを使う、といった二層構造でやっていけるといい。特に児童心理司や児童福祉司は、人材育成が非常に課題になっているので、どんな人でも取り組めるようなプログラムが必要。
- 長期間通えない保護者はたくさんいるため、最低限、短期で、子供の欲求を理解するための支援や子供と安全に暮らすための支援が一時保護を解除するときにできないか。専門家だけでなく、児童相談所職員が担い手になりうるもの。

○ 虐待をする親に対する風当たりが厳しい中で、プログラムを受けること自体がスティグマ化する可能性も考えなければいけない。「虐待をした親たちの支援プログラム」と言うことが果たしてよいのか、市町村レベルでの子育て支援プログラムとどう連動していくのかも含め、リスクが高い人たちにプログラムをどう受け止めてもらえるかが大事。

#### 保護者指導における司法関与の在り方((2))について

- 保護者指導の勧告について、裁判所が直接勧告できるようにすべきかどうかという問題以前に、制度改正により導入された審判前の勧告と却下後の勧告があまりない理由をきちんと分析する必要がある。
- 28条事件の審判前の勧告は、一般的には、児童相談所側からの勧告を求める上申を受けて、その内容を検討し、妥当性等があれば勧告を行っていると思われる。件数は少ないが、その原因は上申の提出自体が少ないからと考えられる。
- どのような場合に勧告をするべきかというのは、結局、裁判官が個々の事案において判断することになると思われる。
- そもそもなぜ上申がないのか、この制度について周知がされていないために上申書が出されていないのか、具体的な指導内容まで求めるような形で上申書を書くのが負担になっているのかなどを分析した上で、今ある障害を取り払うことを検討して、現行の制度をもう少し活用できるような方向で考えてみるべき。
- 勧告の活用について、地域的な分布、児相による違い、スタンスの違いなどが大きいのかどうか分かるとうい。
- 児童相談所としては、2号指導措置よりは強制力を持った在宅指導をしたいという意図があって勧告を申し立てるが、その際に28条という分離を前提とした申立てをしているところに難しさがある。常勤の弁護士等とともにソーシャルワークと一緒に考えないと難しいところが件数の少なさに関係しているのではないかと。
- 神奈川の弁護士は使ったことがあるという人が多いが、ほかの地域で使ったことがあるという人はあまり多くはない。地域の偏りがあるというのは多分そのとおりであり、関わっている弁護士によってもこの制度の評価が随分ずれているのが実態か。
- 現行の28条の審理を利用した制度は親子分離を求めながら在宅指導を求めるものであるため非常に使いにくい制度になっている。28条は承認を求める案件であり、これまで裁判所から指導勧告を出さないかと言われたことも、こちらから指導勧告を求めたこともないのが実情。
- 審判前の勧告を出された間は保護者が指導に従っていても、28条審判が取下げや却下になり、裁判所の枠組が外れたら保護者の態度が変わって児相と関係がうまく取れなくなったケースもあると聞いている。勧告が導入されたことは、やれることが増えたという意味ではいいが、これまでの法改正をちゃんと共有、検証して、今後どういう制度がいいのか検討すべき。

### 保護者指導における司法関与の在り方 ((2)) について (続き)

- 勧告が児童相談所に対して出ていて保護者に出ていないというところが問題。ただ、今の裁判所の関わり方は、児童相談所がやろうとしたことを承認するかどうかという形になっており、裁判所が保護者に勧告することが枠組の問題として本当にできるのかという本質的な議論も出発点としてはある。個人的にはそれは可能だろうと思っているが、その辺を司法の側がきちんと整理をしておかないと、どの程度裁判所が積極的にできるかという問題があると思われる。
- 指導措置がどのような根拠に基づいてどのようになされるのかということについては、基本的には行政側がより専門性を発揮できる分野なのではないかと考える。イギリスでは裁判所の関わりは日本よりも積極的であり継続的だと言えるが、行政と裁判所の役割分担については、基本は個別の指導がどうあるべきかといったことについては行政が専門性を持っているという見方がされているのではないかと印象を持った。
- 現状は、上申を踏まえて勧告が出ているけれども、そこが児相の現場で誤解をされていないといい。裁判所に、独自の判断で、このケースはこうあるべきという意見を言ってもらうのが本来の在り方であり、裁判所が主体的に考えていけば、児相の上申とは違う勧告が出る可能性も当然あることを前提に、制度論は議論しないといけない。
- 条文上は上申がなくても裁判所は勧告を出せるが、具体的な指導内容について裁判所が独自に判断を出すことには限界があり、そこは行政の役割なのではないか。
- 分離を前提とした28条を申し立てつつ、在宅指導をワーカーとして期待するというケース自体もそれほど多くあるわけではない。もう少し活用のしやすい制度に変えていけばケース数は増えていくのではないか。
- 指導勧告を求めたい事例はあるが、28条の制度は少し重過ぎるので、別の申立制度なりをつくればいいのではないか。